

東京地方裁判所立川支部 令和2年（ワ）第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

証 拠 説 明 書

令和4年2月3日

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇



乙2号証の1

証拠の標目 請願・陳情のしかた（写し）

作成名義 小山市議会事務局

作成年月日 2021年12月20日（ホームページ）

立証趣旨 小山市議会においては、陳情について「議長が議会運営委員会の意見を聴いて、「議長預かり」とする場合があります、議長預かりとなった陳情については本会議では取り扱いません。」とされていること

乙2号証の2

証拠の標目 請願（陳情）の手続きについて（写し）

作成名義 御坊市議会事務局

作成年月日 2021年12月20日（ホームページ）

立証趣旨 御坊市議会においては、「陳情については議長預かりとし、その写しを議員に配布しますが審査は行いません。」とされていること

以上